

2019年・秋期

2020年・春期

年金共済

拠出型企業年金保険

「年金共済」って何？

「年金共済」は積立型の保険、
将来に備えてコツコツ貯める
のにピッタリだよ

そっか…
僕はまだ若いから
関係ないね

そんなことないよ
Bコースは一部解約もできるから
**旅行や結婚式、教育資金・
マイホームの頭金**にも使えるし
**なんと予定利率は
1.15%!**

月々
5,000円
から入れるよ

えーっ！そうなの？
AとBどちらのコースを選べば
いいのかな？

**手軽に始めるなら
Bコースかな**
**確実に老後の資金を
貯めたい人はAコースが**
おススメだよ (P.3を見てね)

また、両方のコース
にも入れるよ

それなら気軽にはじめられそう
僕も入れるの？

組合員本人なら
入れるよ
元本割期間は
裏表紙の表で
確認してね
所得税・住民税の
節税効果も
あるよ
(生命保険料控除の対象)

給付額試算表

〈積立金額(脱退一時金)および開始時年金月額〉

①月払掛金 10口／10,000円について

加入 期間 (年)	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	60歳開始時年金月額				
			5年確定 (Bコース)	10年確定	20年確定	15年保証 終身年金(男性)	15年保証 終身年金(女性)
1	120,000円	約 116,800円	約 1,900円	約 1,000円	約 500円	約 400円	約 400円
3	360,000円	約 354,000円	6,000円	3,000円	1,600円	1,400円	1,200円
5	600,000円	約 595,900円	10,100円	5,200円	2,700円	2,300円	2,100円
6	720,000円	約 718,700円	12,100円	6,200円	3,300円	2,800円	2,500円
7	840,000円	842,700円	14,300円	7,300円	3,800円	3,300円	2,900円
10	1,200,000円	1,222,400円	20,700円	10,600円	5,600円	4,900円	4,300円
15	1,800,000円	1,880,800円	31,900円	16,400円	8,600円	7,500円	6,600円
20	2,400,000円	2,573,000円	43,600円	22,400円	11,800円	10,300円	9,100円
25	3,000,000円	3,300,600円	56,000円	28,800円	15,200円	13,200円	11,600円
30	3,600,000円	4,065,400円	68,900円	35,400円	18,700円	16,300円	14,400円
35	4,200,000円	4,869,400円	82,600円	42,400円	22,400円	19,500円	17,200円

②半年払掛金 10口／100,000円について

加入 期間 (年)	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	60歳開始時年金月額				
			5年確定 (Bコース)	10年確定	20年確定	15年保証 終身年金(男性)	15年保証 終身年金(女性)
1	200,000円	約 194,100円	約 3,200円	約 1,600円	約 800円	約 700円	約 600円
3	600,000円	約 588,200円	9,900円	5,100円	2,700円	2,300円	2,000円
5	1,000,000円	約 990,200円	16,800円	8,600円	4,500円	3,900円	3,500円
6	1,200,000円	約 1,194,300円	20,200円	10,400円	5,500円	4,700円	4,200円
7	1,400,000円	1,400,400円	23,700円	12,200円	6,400円	5,600円	4,900円
10	2,000,000円	2,031,100円	34,400円	17,700円	9,300円	8,100円	7,100円
15	3,000,000円	3,125,300円	53,000円	27,200円	14,400円	12,500円	11,000円
20	4,000,000円	4,275,400円	72,500円	37,300円	19,700円	17,100円	15,100円
25	5,000,000円	5,484,400円	93,000円	47,800円	25,200円	22,000円	19,400円
30	6,000,000円	6,755,300円	114,600円	58,900円	31,100円	27,100円	23,900円
35	7,000,000円	8,091,100円	137,300円	70,600円	37,300円	32,400円	28,600円

③一時払掛金 1口／100,000円について(Bコースのみ)

加入 期間 (年)	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	60歳開始時年金月額				
			5年確定 (Bコース)	10年確定	20年確定	15年保証 終身年金(男性)	15年保証 終身年金(女性)
1	100,000円	約 98,880円	約 1,670円	約 860円	約 450円	約 390円	約 350円
2	100,000円	約 99,870円	1,690円	870円	460円	400円	350円
3	100,000円	100,870円	1,710円	880円	460円	400円	350円
5	100,000円	102,910円	1,740円	890円	470円	410円	360円
7	100,000円	104,980円	1,780円	910円	480円	420円	370円
10	100,000円	108,170円	1,830円	940円	490円	430円	380円
15	100,000円	113,700円	1,920円	990円	520円	450円	400円
20	100,000円	119,520円	2,020円	1,040円	550円	470円	420円
25	100,000円	125,640円	2,130円	1,090円	570円	500円	440円
30	100,000円	132,060円	2,240円	1,150円	600円	530円	460円
35	100,000円	138,820円	2,350円	1,210円	640円	550円	490円

(注) ①試算額は変動(増減)します。

給付金額試算表の金額は次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額をお約束するものではありません。(1)月払掛金は29,000円、半年払掛金は3,900円を常に維持していること。(2)加入者全員の掛金が所定の払込月の1日に入金されたものであること。(3)給付額試算表の金額は、各委託生命保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)[2019年6月現在]および委託割合[2019年6月現在]に基づき計算しております。基礎率(予定利率・予定死亡率等)、委託生命保険会社および委託割合については、将来変更されることがあります。

②加入後一定の期間は、脱退一時金が、掛金累計を下回ります。

※試算表、網かけ白抜き部分 参照

③試算表の年金月額は3ヵ月払とし、3・6・9・12月にお支払いします。

④Bコースについては、年金月額20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。



お申込み・お問い合わせは、ご加入の共済会まで

自治労連共済 TEL03-5978-3590 福祉保育労共済会 TEL03-5687-2901

共済事業部会・実務支援部会 TEL03-5842-3750 国公共済会 TEL03-3580-2881
(旧労働共済)

医労連共済 TEL0120-160-931

全国労働組合共済連合会(労働共済連) TEL03-5844-1198

加入募集中

月払・半年払 ・一時払	年2回募集	【秋期】2019年11月15日必着 【春期】2020年 5月15日必着
月払のみ	毎月募集(自治労連のみ)	毎月15日必着

全国労働組合共済連合会

年金共済で、退職後の安心を積み立てましょう！



この「年金共済」制度は、組合員のみなさまが安心して退職後の暮らしを過ごしていただくために全国労働組合共済連合会のスケールメリットを生かして開発した年金(積立)制度です。制度の運営にあたっては、より有利で安定的な資金の運用と長期間にわたる確実な制度運営を目的として、生命保険会社との間で拠出型企業年金保険契約を締結しています。

60歳からの生活、考えていますか？

現在、60歳の平均余命は男性23.72年、女性28.97年。この間、健康でいきいきと過ごしたいものですが、そのために必要なものが「生活資金」。しかし、公的年金だけではどうしても不足がちです。経済的な不安を抱えずに過ごすため、今からしっかり準備をしておきましょう。



60歳男性
平均余命
23.72年



60歳女性
平均余命
28.97年

資料:厚生労働省「2017年簡易生命表」

将来のために、はじめてみませんか？

制度の特徴

年金は2種類から選べます

確定年金

一定期間(5年)(10年)(20年)年金を受け取れます。

終身年金

一生涯にわたって(15年保証、16年以降終身)年金を受け取れます。

受給

年金での受け取りに替え、一時金でも受け取れます。

途中で脱退されても、一時金が受け取れます。

- 積み立て期間中に死亡されたときは、積立金額に月払、半年払(賞与払)の払込掛金相当額を加算します。
- 年金受給中に死亡した場合は家族に支払われます。

仕組み図(月払イメージ)

加入例

加入年齢 30歳(男性)
加入コース Bコース・月払
掛金月額 20口 20,000円
年金開始年齢 60歳

10年後積立金
約**244万円**
払込掛金累計
240万円

20年後積立金
約**514万円**
払込掛金累計
480万円

払込掛金累計
720万円

約**813万円** 積立金

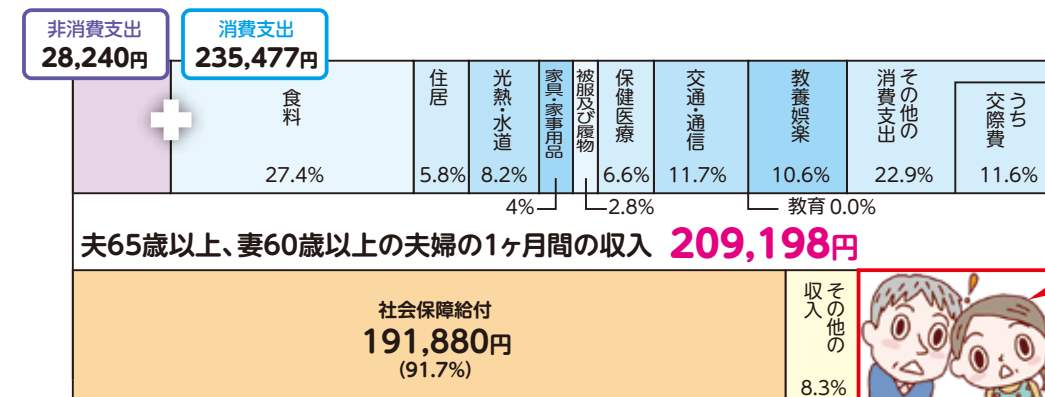
30歳 40歳 50歳 60歳

掛金積立期間(満70歳まで継続可能)

※上表は(積立金に対して付利する利率である)予定利率**1.15%**を使用して計算しています。

将来、生活費はどのくらいかかるのでしょうか？

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1ヶ月の生活費 **263,717円**



資料:平成29年総務省統計局 家計調査報告

生活費が
5万円以上
足りない!

さらに

退職後の暮らしを
安定させるための費用は
12.8万円(平均)が
必要とされています。



〈安心して退職後の生活を送る費用〉



資料:平成28年度 生活保障に関する調査(速報版) 生命保険文化センター

年金を
請求するときに
選びます。

退職 **約813万円**を
原資として

- 5年確定年金 (Bコースのみ)
- 10年確定年金
- 20年確定年金
- 15年保証終身年金
- 一時金受取

のいずれかを選択します。

※Bコースで年金月額20,000円未満の場合は年金として受け取ることはできません。

5年確定年金 月額 約**137,800円**

(Bコースのみ)
5年間は生死にかかわらず支払われます。

5年

10年確定年金 月額 約**70,800円**

10年間は生死にかかわらず支払われます。

10年

20年確定年金 月額 約**37,400円**

20年間は生死にかかわらず支払われます。

20年

15年保証終身年金 (男性) 月額 約**32,600円**

15年間は生死にかかわらず支払われ、16年目以降は生存される限り支払われます。

15年

終身

一時金受取 約**813万円**

※上記金額は試算額です。試算条件等については「給付額試算表」ページ(注)部分を参照ください。※毎年4月1日(契約応当日)に配当が発生した場合は、配当により一時金が積増されます。※年金受給開始後に配当が発生した場合は、配当により年金額が増加します。※毎年の配当金は、各委託保険会社のお支払時期の前年度決算および委託割合により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(上記の図に配当金は含まれていません)なお、決算実績によっては、お支払いできない年度もあります。

年金受給を選択した場合、その基本年金額は、予定利率を将来にわたって適用することを前提として計算されています。予定利率は、年金受給権取得時のものが適用されます。



制度の特徴と加入コースについて

- 月々5,000円から入れます。
- 月払・半年払掛金は途中で増減できます。
- 途中で脱退しても、一時金が受け取れます。
- **Aコース** **Bコース** どちらかでも、両方でも入れます。



個人年金保険料控除を使いたい、
小額でも年金で受け取りたい方に
おすすめ

Aコース

- 基本 月払(5口5,000円～)
- 追加 半年払(1口10,000円～)

個人年金保険料控除の対象

- 掛金が負担になった場合、月払掛金は5,000円まで減額、半年払掛金は全部払込中止(半年払掛金0円)ができます。
- 年金月額20,000円以下でも年金として受け取れます。



担当者のおすすめ

加入例

Aコース

月払10口10,000円、余裕があれば
半年払5口50,000円～

- A・B両コースに加入すると、Aコースは個人年金保険料控除、Bコースは一般の生命保険料控除(ともに旧税制:最高5万円ずつ)の対象となり、合計で**最高10万円の所得税控除対象**となります。また住民税も、Aコースは個人年金保険料控除、Bコースは一般の生命保険料控除(ともに旧税制:最高3万5千円ずつ)の対象となり、合計で**最高7万円の住民税控除対象**となります。

※当年金共済制度は団体契約としての契約日が、平成3年4月の為、旧税制(平成23年以前)の適用を受けます。
(参考)新税制(平成24年以降)の場合、所得税控除額:最高4万円ずつ、合計で最高8万円、住民税控除額:最高2万8千円ずつ、合計で最高5万6千円が限度となります。

- 個人年金保険料控除および一般生命保険料控除(ともに旧税制)の控除額計算

Aコース「個人年金保険料」とBコース「一般の生命保険料」は、ともに下表の同じ計算式によりますが、それぞれ「別枠」で計算し合計します。

所得税

年間正味払込保険料 (払込掛金-制度運営費)	控除される金額
25,000円以下	全額
25,001円から50,000円まで	年間正味払込保険料×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	年間正味払込保険料×1/4+25,000円
100,001円以上	一律 50,000円

※所得税の合計適用限度額は10万円です。

住民税

年間正味払込保険料 (払込掛金-制度運営費)	控除される金額
15,000円以下	全額
15,001円から40,000円まで	年間正味払込保険料×1/2+7,500円
40,001円から70,000円まで	年間正味払込保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

※住民税の合計適用限度額は7万円です。

掛金が継続して払えるか不安、
途中で資金を受け取りたい、
余裕があるときに積増したい方にすすめ

Bコース

- 基本 月払(5口5,000円～)
- 追加 半年払(1口10,000円～)
一時払(1口100,000円～)

生命保険料控除の対象

- 掛金が負担になった場合、掛金の全部払込中止(月払掛金0円)ができます。
- 資金が必要なとき(※別表の事由)掛金を減額(加入口数を減口)して積立金が引き出せます。
- 資金に余裕があるとき、一時払(制度運営費0.5%)で積増できます。
- 年金月額20,000円以下は一時金でお支払いします。
- 年金請求時に、年金原資を増額することができます。(年金請求時一時払(退職時一時払))

別表 ※①災害②疾病・障がい(親族の疾病・障がい・死亡を含む)③住宅の取得④教育(親族の教育を含む)⑤結婚(親族の結婚を含む)⑥債務の弁済

Bコース

月払5口5,000円～10口10,000円、
一時払1口100,000円～(毎年)

(注)毎月募集は自治労連の組合の方のみ、お取り扱いいたします。

Aコース

Bコース

募集 (新規加入・増口)	月払の申込は(注)毎月募集しています。(毎月15日締切で翌々々月1日加入) 半年払・一時払は春期(5月15日締切で8月1日加入)・秋期(11月15日締切で翌年2月1日加入)募集の年2回です。 ただし、一時払はBコースのみです。	満68歳未満の労働共済連加盟の共済会の会員。
加入資格	満60歳未満の労働共済連加盟の共済会の会員。 ※満70歳まで継続いただけます。 ※加入(会員)資格を失われた場合には、加入は継続できませんので、すみやかに脱退(解約)手続きをお取りください。	満68歳未満の労働共済連加盟の共済会の会員。
掛 金	月払: 1口1,000円で5口以上を基本として500口限度。 半年払: 月払を基本に1口10,000円以上。	月払: 1口1,000円で5口以上を基本として500口限度。 半年払: 月払を基本に1口10,000円以上。 一時払: 月払を基本に1口100,000円以上。 (一時払は、加入時と増口の手続きで取扱います。)
実際の積立額	※月払掛金には1口あたり15円、半年払掛金には1口あたり150円の制度運営費(掛金の1.5%)が含まれています。これと保険会社の付加保険料等を差し引いた残額が積立られます。	※月払掛金には1口あたり15円、半年払掛金には1口あたり150円、一時払掛金には1口あたり500円の制度運営費(月払・半年払掛金の1.5%、一時払掛金の0.5%)が含まれています。これと保険会社の付加保険料等を差し引いた残額が積立られます。
掛金の払込方法	加入者の金融機関口座より自動振替されます。 月払: 毎月22日 半年払: 7月22日と1月22日の毎年2回	加入者の金融機関口座より自動振替されます。 月払: 毎月22日 半年払: 7月22日と1月22日の毎年2回 一時払: 7月22日(5月15日締切募集分) 1月22日(11月15日締切募集分) いずれも1回
振替不能の場合	※ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。 ※お申込みいただいた掛金を加入取扱者が現金で受領することはありません。初回よりご指定の金融機関の預金口座から自動振替いたします。 ●第1回目の掛金振替ができない場合 第2回目の掛金と一緒に振替えます。第2回目の掛金振替ができなかった場合は加入が取消されます。 ●第2回目以降の掛金が振替できない場合 翌月分と一緒に振替えます。再び連続して振替できなかった場合は、脱退扱いになります。	●第1回目の掛金振替ができない場合 第2回目の掛金と一緒に振替えます。第2回目の掛金振替ができなかった場合は加入が取消されます。 ●第2回目以降の掛金が振替できない場合 翌月分と一緒に振替えます。再び連続して振替できなかった場合は、払込中止扱いになり、翌月22日までに振替の再開手続きが必要です。
年金請求時一時払 (退職時一時払)	×	○ この取扱いはありません。
掛金負担者 および受取人	掛金の負担者および受取人は加入者本人です。ただし、遺族一時金の受取人は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位(該当する方がいない場合は、民法における相続人の規定)によります。	
受給 (1)年金	年金の受給資格 ①満70歳に達したとき。または、②加入10年以上で満60歳以上に達し、年金受給を申出たとき。 年金の種類(年金請求時に選択できます。) ①10年確定年金 ②20年確定年金 ③15年保証終身年金 ※年金は年4回、各3ヵ月分を支払います。(3、6、9、12月)	年金の受給資格 ①満70歳に達したとき。または、②加入2年以上で満55歳以上に達し、年金受給を申出たとき。 年金の種類(年金請求時に選択できます。) ①5年確定年金(Bコースのみ) ②10年確定年金 ③20年確定年金 ④15年保証終身年金 ※年金は年4回、各3ヵ月分を支払います。(3、6、9、12月) ※年金月額20,000円未満の場合には一時金になります。
(2)脱退(解約) 一時金	積立期間中に脱退(解約)したとき。	積立期間中に脱退(解約)したとき。
(3)遺族一時金	積立期間中に死亡したとき。	積立期間中に死亡したとき。
一部解約(減口)	×	○ 資金が必要なとき(別表の事由)、一部解約(減口)することができます。この場合、減口部分の積立金が支払われます。ただし、月払の最低口数5口は継続する必要があります。
掛金の変更 (1)増やす	○ 月払は(注)毎月募集時または年2回募集時に、半年払は年2回募集時に、加入申込書で手続きします。	○ 月払は(注)毎月募集時または年2回募集時に、半年払、一時払は年2回募集時に、加入申込書で手続きします。
(2)減らす (一部払込中止)	○ 加入者が掛金の支払いに支障がある場合、掛金の一部払込中止ができます。 ただし、月払の最低5口(5,000円)は中止できません。積立金は、一部払込中止時に払出しせず積立てておきます。	○ 加入者が掛金の支払いに支障がある場合、掛金の一部払込中止ができます。 一部中止は、月払の最低5口(5,000円)の継続が必要です。積立金は、一部払込中止時に払出しせず積立てておきます。
(3)掛金0円 (全部払込中止)	×	○ 加入者が掛金の支払いに支障がある場合、掛金0円(全部払込中止)ができます。全部払込中止中の半年払、一時払はできません。積立金は、全部払込中止時に払出しせず積立てておきます。
保険料控除	掛金から制度運営費を控除した額が 個人年金保険料控除 の対象となります。(所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条)	掛金から制度運営費を控除した額が 生命保険料控除 の対象となります。(所得税法第76条)
受取時の税務	加入者が受け取る年金は雑所得(所得税法第35条、同法施行令第183条)、脱退一時金は一時所得(所得税法第34条、同法施行令第183条)、遺族が受け取る遺族一時金は相続財産(相続税法第3条・第12条)となります。※記載の税務取扱は、2019年6月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。	

加入申込書ご記入の際にご注意ください

- 1 加入申込書は、Aコース・Bコース別にご記入ください。
- 2 金融機関の届出印を5箇所を押印してください。
- 3 ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。

お取り扱いできない主な金融機関

- ゆうちょ銀行、あおぞら銀行、イオン銀行、じぶん銀行、オリックス銀行、SBJ銀行など
- 外国銀行全行、漁業協同組合全組合、信用組合の一部、農業協同組合の一部

加入者へのご通知

●年金共済制度加入者証・年金共済のしおり／加入された方に「年金共済加入者証」と「年金共済のしおり」をお送りします。ただし、第1回目の自動振替が不能になり、その後の振替もできなかった場合は失効扱いとなりますので、「加入取消通知書」のご提出をお願いします。

口座振替を担当する日本システム収納(株)〈NSS〉よりのご通知

- 口座自動振替のお知らせ／掛金の口座振替を開始するお知らせです。
- 掛金自動振替のご案内(振替不能のお知らせ)／掛金の振替ができなかったとき(口座に残高のない場合等)のお知らせです。翌月にあわせて2ヵ月分の掛金の口座振替の請求を行うことをお知らせします。
- 掛金自動振替停止のお知らせ／2ヵ月連続して口座振替ができなかったときに翌月以降の請求を停止するお知らせです。
- ご送金のお知らせ／脱退後に入金された掛金の返戻のお知らせです。

意向確認のお願い

お申込みにあたっては、本資料をご覧ください。制度内容・給付額試算表の内容・掛金額等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

ご 注 意

積立金が払込掛金の累計を下回る場合があります。

お申込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。そのため、新規加入・増口から一定の期間は、積立金(脱退一時

※この制度は、全国労働組合共済連合会が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。[制度発足日:1991年4月1日]
※この資料は、2019年6月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容に変更することがあります。

年金共済制度【拠出型企業年金保険】 契約概要

この「拠出型企業年金保険契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。当紙面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等については「加入勧奨資料(パンフレット)」の該当箇所を必ずご確認ください。

商品名称 拠出型企業年金保険

商品の特徴について ●団体・企業の所属員(役員・従業員)の方について、退職金資金の準備、自助努力による老後保障資金の準備・財産形成を目的に、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。●掛金を払込み、積立金を原資として年金または一時金が受取れます。●掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金として、払込中の掛金1口につき月払は1,000円、半年払は10,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。※詳細につきましてはパンフレットの該当箇所をご確認願います。

加入年齢、掛金、保険期間等について ●加入年齢、加入資格、(追加)加入日、掛金の額、払込方法、払込満了期日、年金受取期間等につきましてはパンフレットにてご確認ください。●退職、退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただけます。

年金や一時金が主に支払われる場合について 年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。団体ごとと制度内容により取扱いが異なる場合がありますので、詳細はパンフレットの該当箇所をご確認願います。●**年金** 掛金払込満了期日を迎えた場合など、パンフレットに記載の年金受給資格を満たされた場合に、積立金を原資として年金をお支払いします。※一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払いに代

その他のご通知

- 積立状況のお知らせ／毎年6月に「積立状況のお知らせ」を加入者に送付いたします。
- 保険料控除証明書／毎年1回、10月に事務幹事会社「大同生命保険株式会社」の名前でAコース加入の方には「個人年金保険料控除証明書」Bコース加入の方には「生命保険料控除証明書」を発行、送付します。

※掛金には労働共済連の制度運営費(月払・半年払は1.5%、Bコース一時払は0.5%)と委託保険会社の付加保険料が含まれています。※「積立状況のお知らせ」の払込保険料累計額と「保険料控除証明書」の保険料控除証明額には、掛金から制度運営費を差引いた額が記載されます。

金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。また予定利率については将来変更されることがあります。※将来の受取予想額につきましては、給付額試算表をご確認願います。ただし、将来のお受取額をお約束するものではありません。

えて一時金をお支払いします。また、税制適格制度を除き、積立金(年金原資)から計算した年金額が、パンフレットに記載の月額以下となる場合にも一時金でお支払いします。

●**脱退一時金** 年金受給資格の取得前に脱退された場合は、脱退一時金をお支払いします。●**遺族一時金** 掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金として、払込中の掛金1口につき月払は1,000円、半年払は10,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。※払込みのない加入口については、遺族年金特約による加算はありません。

積立金について ●積立金(脱退一時金)・遺族一時金はご加入時点で定まるものではありません。●お申込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。また、予定利率については将来変更されることがあります。●将来の受取予想額につきましては、パンフレットに記載の給付額試算表をご確認願います。(将来のお受取額をお約束するものではありません。)

年金月額について ●年金月額はご加入時点で定まるものではありません。●将来お受取りになる年金月額は年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて算出されます。基礎率等(予定利率、予定死亡率等)については将来変更されることがあります。

配当金について ●この保険は1年ごとに財政決算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として、翌年度始に各ご加入者に割当てる仕組みとなっております。決算実績によっては、割当のない年度もあります。●掛金払込期間中の配当金は、ご加入者の積立金に繰入れられます。●年金受給期間中の配当金は、年金の増額(増加年金)に充当されます。●年度途中で脱退された場合、その年度始から脱退時にかかる配当金の割当はありません。

委託保険会社について この保険契約は、大同生命保険株式会社を幹事会社とする生命保険契約です。委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。**〈事務幹事会社〉:大同生命保険株式会社**
※必ず「注意喚起情報」もご確認ください。

年金共済制度【拠出型企業年金保険】 注意喚起情報

この「年金共済制度【拠出型企業年金保険】注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット、当注意喚起情報および契約概要の該当箇所を必ずご確認ください。

ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)はできません

拠出型企業年金保険については、団体を契約者とする企業保険契約であることから、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用はございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

ご加入の責任開始期について ご提出いただいた加入申込書に基づき委託保険会社にご加入を承諾した場合、委託保険会社は下記の「加入日」からご契約上の責任を負います。

《加入日(新規加入・増口)》月払の申込は(注)毎月募集しています。(毎月15日締切で翌々々月1日加入) 半年払・一時払は春期(5月15日締切で8月1日加入)・秋期(11月15日締切で翌年2月1日加入) 募集の年2回です。ただし、一時払はBコースのみです。

	(注)毎月募集	春期募集	秋期募集
加入申込書締切日	毎月15日 産別共済会必着	5月15日 産別共済会必着	11月15日 産別共済会必着
掛金振替開始日	翌々月22日	7月22日	1月22日
加入日	翌々々月1日	8月1日	2月1日

※生命保険会社の職員・代理店には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

加入資格について 拠出型企業年金保険については、申込日現在、健康で正常に就業されている団体の所属員(当制度においては全国労働組合共済連合会加盟の共済会の会員)の方のみご加入いただけます。また、退会等により加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続きが必要です。

掛金のお払込みについて ご加入者から掛金の払込みがなく2ヵ月経過した場合、加入不成立または脱退(Bコースは払込中止)としてお取扱いします。

年金や一時金のお支払い制限について 次のような場合、年金・一時金のお支払いに制限があります。●遺族一時金(年金)の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金(年金)をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。●契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。●受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。●保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。●契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口(掛金の増額)の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約による加算がないことがあります。●契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に

委託保険会社および委託割合

(事務幹事会社) 大同生命保険株式会社(20.0%) 太陽生命保険株式会社(30.0%)

法人営業部 03-3272-6663 住友生命保険相互会社(20.0%)

〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1 日本生命保険相互会社(30.0%)

事務委託会社 日本システム収納株式会社(NSS)

(注)毎月募集は自治労連の組合の方のみ、お取り扱いいたします。

払込まれた掛金は払戻ししません。●払込が中止されている加入口については、遺族年金特約による加算はありません。

脱退・払出し時の一時金額について お申込みいただいた掛金は、そのまま積立てるのではなく、一部は制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等にあてられます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。

予定利率等の変更について 委託保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更により特に必要と判断した場合、予定利率等を変更することがあります。

生命保険会社の信用リスクと生命保険契約者保護機構について

●保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金(脱退一時金)・年金等の金額が削減されることがあります。●この制度の委託保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、積立金(脱退一時金)・年金等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス: <http://www.seihohogo.jp/>

生命保険協会における「生命保険相談所」について この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、加入者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、加入者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報に関するお知らせ 全国労働組合共済連合会(以下「当会」という。)は、当制度の運営において取得する個人情報(被保険者の氏名、性別、生年月日等)を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用し、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、当会および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、当会、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の委託保険会社に提供されます。

年金や一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

●お客様からのご請求に応じて、年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。●お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレットにも記載しておりますので、併せてご確認ください。

●年金や一時金のご請求は、契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、年金や一時金のお支払事由が生じた場合は、すみやかに契約者(団体)の照会先までご連絡ください。

複数の年金・保険金などの支払事由に該当する可能性について 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに契約者(団体)の照会先までご連絡ください。

ご照会について 【制度に関するご照会】 所属の労働組合の窓口まで

【当紙面(「契約概要」、「注意喚起情報」)に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 団体年金課 TEL:06-6447-6230

〈受付時間〉9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く。)

※左記の委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。また、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。(左記記載の委託保険会社および委託割合は2019年6月現在のものです。)なお、各委託保険会社の実績等により、給付金支払の委託割合が左記の委託割合と異なることがあります。